

令和6年5月20日開催

地域活性化・生活環境向上特別委員会

委 員 長 報 告

令和6年6月定例会

委 員 長 柳 田 つとむ

去る5月20日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

初めに、報告事項の1「川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設事業等について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本市の文化発信拠点として市民に親しまれてきた川口総合文化センター・リリアは、築33年経過し、施設の老朽化が著しいことから、全館休館して大規模改修に着手したこと。また、リリア西側の隣接地に新たに美術館を建設し、利便性の良い川口駅西口エリアを新たな文化芸術の発信拠点として整備を進めること。

実施設計の概要については、リリアの主要工事項目として、特定天井の改修などの安全性の確保や、ホールの機能向上など利便性及び快適性を確保するほか、全館におけるバリアフリーを徹底していくこと。また、美術館の建築計画として、既存の丘形状を生かし、緑に囲まれたコンパクトな美術館とし、川口西公園から美術館アトリウムを介してリリア、川口駅西口へつながり、川口駅西口エリア全体の回遊性の向上を図るよう設計したこと。

美術館の運営形態については、開館当初から市民に質の高いサービスを提供するため、民間の有するノウハウや他の美術館とのネットワークを用いて、優秀な人材の安定的な確保及び優良な企画の円滑かつ効果的な実施が期待できることなどから、指定管理者に管理運営を行わせることとしたこと。

今後のスケジュールについては、川口市立美術館設置及び管理条例が6月議会で可決された場合、令和6年10月頃に指定管理者候補者の公募を実施、令和7年1月頃に指定管理者候補者選定及び評価会議を開催、同年3月議会に指定管理者の指定議案を提出、同年4月から美術館の開館準備業務を実施し、令和8年中の開館を予定していることありました。

以上のような説明に対して、美術館運営にかかる館長及び学芸員の人選について問われ、これに対して、優良な企画を実現でき、他美術館とのネットワークを有する館長、及び学芸員に相応しい人材を指定管理者において選定することがありました。

このほか、リリアメインホール及び音楽ホールの改修内容の詳細について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

次に、報告事項の2「川口市路上分煙基本計画の改定について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

路上喫煙防止に関するこれまでの取り組みについては、平成17年に川口市路上喫煙の防止等に関する条例を制定し、市内全域での路上喫煙を自粛とし、特定の区域を路上喫煙禁止地区に指定したこと。また、令和3年に川口市路上

分煙基本計画を策定し、人通りが多い場所などの指定要件に基づき、市域の全駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定するとともに、各駅1カ所以上の指定喫煙所を設置したこと。

本計画期間中における検証の結果として、全駅の乗降客数が増加傾向にあり、禁止地区外における喫煙行為や吸い殻の不法投棄に関する市民からの意見が増加していることから、駅周辺を中心とした受動喫煙対策のほか、喫煙所の改修や禁止地区の見直しなど、更なる分煙対策を推進するため、令和3年策定の基本計画を改定すること。

今後の路上喫煙防止に関する取り組みについては、令和6年度中に、川口駅西口タクシー乗り場前の指定喫煙所をパーテーション型に改修することになりました。

以上のような説明に対して、禁止地区内外での路上喫煙防止対策について問われ、これに対して、禁止地区内では巡回パトロールを行い、禁止地区外では啓用路面シールを貼付するなどの対策を行うことになりました。

このほか、条例に罰則規定を設けない理由について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

最後に、報告事項の3「神根運動場周辺整備事業について」報告を求めましたところ、次のような説明を微しました。

事業の概要については、埼玉県の屋内50メートル水泳場整備計画に併せ、川口市立北スポーツセンター及び神根西公民館を含む神根運動場周辺を一体的に整備することにより、多様な世代が集う健康に資する新たなスポーツ拠点とするため、令和4年度に神根運動場周辺整備基本計画を策定したこと。また、これまでの検討及び県との協議を踏まえ、(仮称)神根総合運動公園の整備にあたり、公園、施設及びこれらに付帯する周辺道路、水路、雨水貯留施設の整備等に加え、市施設の建替えに伴う機能整理、法的整理等に関する基本設計を令和5年度に実施したこと。

本設計は、「スポーツ・健康」、「公園・緑地」、「まちづくり・防災」の3つの拠点とし、運動機能の維持と更なる運動機会の創出といった視点だけでなく、安全性や利便性、インクルーシブに利用できる公園整備や周辺の自然環境と調和した植栽、さらに地域防災計画に適応した災害時に機能する防災施設の整備などを整備コンセプトとしたこと。

基本方針については、「地域に活力を与える、地域のスポーツ・交流拠点」とし、東西南北の貫通園路を軸とした特色ある3つのエリアを形成し、より利便性の高い公園となるよう施設配置を検討するとともに、神根周辺の特徴や個性を踏まえ、「『神根らしさ』でつながる ひと・まち・自然の交流拠点」を施設計画

コンセプトとしたとのこと。

事業のスケジュールについては、令和6年度に実施設計、令和7年度から整備工事を行い、令和9年7月の埼玉県屋内50メートル水泳場のオープンに合わせるため、引き続き県と調整を図りながら、事業を進めていくとのことでありました。

以上のような説明に対して、地域防災計画の防災上の新たな位置づけについて問われ、これに対して、従前の位置づけに加え、地域防災拠点として物資の集積や航空輸送の拠点に指定するとともに、公園全体を広域避難場所として指定する計画とのことありました。

このほか、運営形態の方針について等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。